

令和6年度以降の子どもの権利擁護の取組みについて

○令和6年度以降子どもの権利擁護についてどのように取組むか

- ・子ども向けのリーフレットを作成する。  
→「身近な大人に相談して良い」という意識を醸成し、相談先を知ってもらう。
- ・既存の相談機関の持つ機能を活用し、円滑に連携ができるよう、関係機関への周知・啓発、職員向けの研修を実施する。  
→市職員向けの研修に、「子どもの権利」に関する内容を盛り込む。関係機関に対してはリーフレットを活用。
- ・子どもの権利に関連する講演会を実施し、若者から大人世代へ子どもの権利について周知・啓発を行う。

○検討会で出た意見について

子どもの権利擁護の取組みについて、市の関係課で4回検討会を重ね、取組み案の検討及び各所管の機能や役割の確認を行った。

- ★虐待、いじめ、ひきこもり、貧困、その他法律に関することや人権についてなど、既存の相談窓口には機能は十分備わっており、新たな機能強化は現時点で不要。
- ★相談機関に子どもが直接相談することは少ない。(相談先を知らない、敷居が高い)
- ★解決に向けて一部市が介入しづらい場面も存在する。(高校生世代の学校に関する相談、対民間が相手の相談等)
- ★法律に関する相談に対応できるような、心理職や相談員以外の人員は必要ではないか。

(参考) 令和5年度の取組みについて

- ・副読本やポスターを作成し、子どもや若者に対し、権利が保障されていることについて周知・啓発を図る。(6月、8月作成済)
- ・ヤングケアラー相談支援体制について検討中。(子ども家庭支援センターと連携)
- ・ひきこもりに関する講演会を開催し、子ども・若者の抱える困難に関する啓発を行った。(10月開催済)
- ・子ども・若者ワークショップで子どもの権利について周知・啓発を図る。(11月開催予定)
- ・多摩市人権週間行事で条例パネルを展示し、条例の周知・啓発を図る。(12月実施予定)
- ・成人式で、条例パネルを展示し、条例の周知・啓発を図る。(1月実施予定)